

2020年2月吉日

投資信託・公共債口座を  
ご利用のお客さま各位

株式会社 岩手銀行

### 投資信託・公共債取引に係る規定・約款の一部改正に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、2020年4月の改正民法（債権法）施行をふまえ、取引内容を明確にするため、投資信託・公共債取引に関する規定・約款を下記のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

なお、改正後の規定・約款は、改正前からお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

#### 記

#### 1. 改正する約款・規定

- (1) 振替決済口座管理規定・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙1）
- (2) 一般債振替決済口座管理規定・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙2）
- (3) 投資信託受益権振替決済口座管理規定・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙3）
- (4) 特定口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙4）
- (5) 自動けいぞく（累積）投資約款・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙5）
- (6) 投資信託定時定額購入サービス取扱規定・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙6）
- (7) 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款・・・・・・・・（別紙7）
- (8) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・・・（別紙8）
- (9) インターネット投資信託取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙9）

#### 2. 改正内容

- (1) 〈お客さまへの連絡事項〉の条文に関して、「当行所定の時期に年1回以上ご通知します」の表現を「年1回以上ご通知します」に改めます。
- (2) 〈解約等〉の条文で定める契約解除の条件のうち、「お客さまがこの規定の変更に同意しないとき」の条項を削除します。
- (3) 規定・約款の変更時期や周知・公表方法について明記します。

#### 3. 改正日

2020年4月1日

以 上

# 振替決済口座管理規定

## (この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取り扱う国債(以下「振決国債」といいます。)に係るお客さまの口座を、当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

## (振替決済口座)

第2条 振決国債に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## (振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから「債券取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

## (共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## (契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さま又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## (当行への届出事項)

第5条 「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

## (振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- (3) 振決国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの

2 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- (1) 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額
- (2) お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (3) 振替先口座
- (4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- (5) 振替を行う日

3 前項第1号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 振決国債の全部又は一部を振替えるときは、その2営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。

6 当行に振決国債の買取りを請求される場合、前項の手続きを待たずに振決国債の振替の申請があったものとして取扱います。

## (他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

## (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの
- (2) 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
  - (1) 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - (2) お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

## (分離元本振込国債等の元利統合申請)

第9条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの
- (2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
  - (1) 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - (2) お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

## (みなし抹消申請)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払)された場合には、お客さまから当行に対し、当該振込国債について振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客さまに代わってお手続をさせていただきます。

## (担保の設定)

第11条 お客さまの振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きにより振替を行います。

## (お客さまへの連絡事項)

第12条 当行は、振込国債について、次の事項をご通知します。

- (1) 最終償還期限
- (2) 残高照合のための報告
- 2 残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(元利金の代理受領等)

第13条 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

(届出事項の変更)

第14条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ、振込国債の振替又は抹消、契約の解除のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、住所、氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(当行の連帯保証義務)

第15条 日本銀行が、振替法に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

(1) 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務

(2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

(3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第16条 この振替決済口座は、第17条第1項第6号①、②aからfおよび③aからeのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第1項第6号①、②aからfおよび③aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1) お客さまから解約のお申し出があった場合

(2) お客さまについて相続の開始があったとき

(3) お客さま等がこの規定に違反したとき

(4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの購入・換金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの振替決済口座を解約することができるものとします。

①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

a. 暴力団

b. 暴力団員

c. 暴力団準構成員

d. 暴力団関係企業

e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

f. その他前各号に準ずる者

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

a. 暴力的な要求行為

b. 法的な責任を超えた不当な要求行為

c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

e. その他前各号に準ずる行為

(解約時の取り扱い)

第18条 前条に基づく解約に際しては、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第19条 法令の定めるところにより国債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第20条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責任を負いません。

- (1) 第14条第1項による届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、振込国債の振替又は抹消、その他の取り扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第13条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第18条の事由による解約の処理をした場合に生じた損害
- (7) 第19条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

(規定の変更)

第21条 この規定は、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

# 一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の「債券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから「債券取引口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さま又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当行への届出事項)

第5条 「債券取引口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

(振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録がされている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押さえを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3) 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの

(4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

2 お客さまが振替の申請を行うに当っては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。

(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2) お客さまの振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称

(4) 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5) 振替を行う日

3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第8条 お客さまの一般債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

## (抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該一般債について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

## (元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下、機構関与銘柄)といひます。)の償還金及び金利の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

## (お客さまへの連絡事項)

第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 最終償還期限
  - (2) 残高照合のための報告
  - (3) お客さまに対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいひます。)である場合であつて、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

## (届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったときは、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があつたときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

前項により届出があつた場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印影、氏名又は名称、住所等とします。

## (当行の連帯保証義務)

第13条 機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 一般債の振替手続を行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の償還金及び利金の支払をする義務
- (2) その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## (機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知)

第14条 当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における一般債の取り扱いについて、お客さまからお問い合わせがあつた場合には、お客さまにその取り扱いの可否を通知します。

## (反社会的勢力との取引拒絶)

第15条 この振替決済口座は、第16条第1項第6号①、②aからfおよび③aからeのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第1項第6号①、②aからfおよび③aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

## (解約等)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客さまから解約のお申し出があった場合
- (2) お客さまについて相続の開始があったとき
- (3) お客さま等がこの規定に違反したとき
- (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの購入・換金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの振替決済口座を解約することができるものとします。
  - ①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - a. 暴力団
    - b. 暴力団員
    - c. 暴力団準構成員
    - d. 暴力団関係企業
    - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - f. その他前各号に準ずる者
  - ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - a. 暴力的な要求行為
    - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - e. その他前各号に準ずる行為

## (解約時の取り扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により変換を行います。

## (緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

## (免責事項)

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱をしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第17条の事由による解約の処理をした場合に生じた損害
- (7) 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

## (機構非関与銘柄の振替の申請)

第20条 お客さまの口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

## (この規定の変更)

第21条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

## 投資信託受益権振替決済口座管理規定

## (この規定の趣旨)

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

## (振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## (振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当行は、お客さまから当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅延なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

## (共通番号の届出)

第3条の2 お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関連法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客さまの共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

## (契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客さま又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## (当行への届出事項)

第5条 当行所定の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、共通番号、印鑑等とします。

## (振替の申請)

第6条 お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - (3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - (4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - (5) 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
  - (6) 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
    - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ③ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
    - ④ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
    - ⑤ 償還日
    - ⑥ 償還日翌営業日
  - (7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客さまが振替の申請を行うに当っては、その5営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
- (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
  - (2) お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - (5) 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続をまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

**(他の口座管理機関への振替)**

第7条 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、ほかの口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

**(質権の設定)**

第8条 お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

**(抹消申請の委任)**

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客さまの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代ってお手続きさせていただきます。

**(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)**

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払があるときは、当行がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当行からお客さまにお支払いします。

2 当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客さまからの申し込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の収益分配金の全部又は一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客さまに分配することができます。

**(お客さまへの連絡事項)**

第11条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。

- (1) 償還期限(償還期限がある場合に限りです。)
- (2) 残高照合のための報告
- (3) お客さまに対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の事務統括部の証券担当責任者に直接ご連絡ください。

3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかった時でも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客さまからの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5 当行は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
- (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

**(届出事項の変更手続き)**

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客さまに「個人番号カード」等及び「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の一定の書類をご提出願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

**(口座管理料)**

第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

**(当行の連帯保証義務)**

第14条 機構又は上位機関が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

(1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務

(2) その他、機構又は上位機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

**(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)**

第15条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取り扱いません。

2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

**(反社会的勢力との取引拒絶)**

第16条 この振替決済口座は、第17条第1項第7号①、②aからfおよび③aからeのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条第1項第7号①、②aからfおよび③aからeの一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

**(解約等)**

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客さまから解約のお申し出があった場合
- (2) お客さまが手数料を支払わないとき
- (3) お客さまがこの規定に違反したとき
- (4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの購入・買取り取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの振替決済口座を解約することができるものとします。
  - ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - a. 暴力団
    - b. 暴力団員
    - c. 暴力団準構成員
    - d. 暴力団関係企業
    - e. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - f. その他前各号に準ずる者
  - ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - a. 暴力的な要求行為
    - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - e. その他前各号に準ずる行為
- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払ください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

**(解約時の取扱い)**

第18条 前条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

**(緊急措置)**

第19条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

**(免責事項)**

第20条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第12条第1項による届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名鑑)を届出の印鑑(又は署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第18条の事由による解約の処理をした場合に生じた損害
- (7) 第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

**(この規定の変更)**

第21条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

2020年4月1日  
株式会社岩手銀行

**1. (約款の趣旨)**

- (1) この約款は、お客さま(個人のお客さまに限ります。)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第37条の11の3第1項の規定(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)の適用を受けるために、株式会社岩手銀行(以下「当行」といいます。)において開設する特定口座(法第37条の11の3第1項に規定する「特定口座」をいいます。)に関する事項および法第37条の11の6第1項に規定する特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等(法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利金および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。)の受領について、当行との権利義務関係を明確に定めるものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託をいいます。
- (2) お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「振替決済口座管理規定」、「一般債振替口座管理規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動けいぞく(累積)投資約款」等、他の規定、約款の定めるところによるものとします。

**2. (特定口座の開設等)**

- (1) お客さまが当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、あらかじめ当行に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める「特定口座開設届出書」をご提出いただきます。その際に、運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等、租税特別措置法施行令(以下「令」といいます。)第25条の10の3第2項に定める確認書類により、お名前、生年月日、ご住所および個人番号等を確認させていただきます。
- (2) お客さまが当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託振替決済口座または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座(以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。)を開設することが必要となります。
- (3) お客さまは当行に複数の特定口座を開設することはできません。
- (4) お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、当行に対し、法第37条の11の4第1項に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただくものとします。  
また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」については、お客さまから源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申出がない限り、引き続き有効なものとみなします。  
なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等を行った後は、同一年内に源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (5) お客さまが法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および令第25条の10の13第2項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出いただくものとします。
- (6) お客さまが当行に対して前項に掲げる「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しており、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、特定口座内保管上場株式等の譲渡等を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収の取扱いを変更することはできません。  
なお、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出した年の翌年以降の上場株式等の配当等については、お客さまから当該所得金額の損益通算を希望しない旨のお申出がない限り、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出があったものとみなします。
- (7) お客さまが法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および令第25条の10の13第4項に定める「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出いただくものとします。

**3. (特定保管勘定における保管の委託)**

上場株式等の保管の委託は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。

**4. (特定口座を通じた取引)**

- (1) 特定口座を開設したお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客さまから特段のお申出がない限り、当行が定める場合を除き、原則特定口座を通じて行います。
- (2) 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づき非課税口座を開設されているお客さま(購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。)については、上場株式等(国内公募非上場株式投資信託に限ります。)の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。また、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」に基づきつみたてNISAに係る非課税累積投資契約を締結されるお客さまについては、その契約締結の際に、収益分配金(お客さまが累積投資勘定で保有する投資信託の収益分配金に限ります。)の再投資について、累積投資勘定で行います。

**5. (所得金額等の計算)**

当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得金額および源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等の計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

6. (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行に対する解約請求または買取請求により行います。

7. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

当行は、お客さまの特定保管勘定において受け入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる投資信託および国債ならびに地方債(以下、国債と地方債を併せて「公共債」といいます。)に限定します。

- (1) お客さまが第2条(1)に定めのある「特定口座開設届出書」の提出後に当行が行う募集または当行への購入申込により取得し、その取得後直ちに特定口座に受け入れる投資信託または公共債。
- (2) お客さまが贈与、相続(限定承認にかかるものを除きます。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。)により取得した当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者(以下「当該被相続人等」といいます。)の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている投資信託および公社債、もしくは当該被相続人等が当行に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)に係る法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)であった国内公募非上場株式投資信託、または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託または公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法によりお客さまの特定口座に移管することにより受け入れるもの。
- (3) お客さまが、令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客さまからの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- (4) お客さまが当行に開設する非課税口座に係る非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等であった国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座から、お客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの。(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。)
- (5) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。))に限り、)により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

8. (源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式配当等の範囲等)

当行はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)においては、当行が支払いの取扱いをする法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税および地方税が徴収されるべきものの上場株式等の配当等(当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている投資信託の収益分配金または公共債の利子)のうち当行が当該分配金または利子をその支払いをするものから受け取った後直ちにお客さまに支払うもののみをその交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

9. (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

10. (特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行はお客さまに対し、令第25条の10の2第12項第2号イ、ロに定めるところにより、当該払出しの通知を行います。

11. (源泉徴収及び地方税の徴収方法)

当行は、お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」において、源泉徴収ありを選択いただいたときは、法第37条の11の4、地方税法第71条の51およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および株式等譲渡所得割の特別徴収を行います。

12. (還付)

- (1) 当行は、前11条により源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金は当行が定める日にお客さまがあらかじめ指定した預金口座へ入金します。
- (2) 源泉徴収選択口座内における譲渡損失と上場株式等との損益通算の結果、還付金が発生した場合、当行が定める日にお客さまがあらかじめ指定した預金口座へ入金します。

13. (上場株式等の移管)

当行は、他の金融機関の特定口座から当行への特定口座への上場株式等の移管、および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への上場株式等の移管については、関係法令等に基づき取扱うことができます。

**14. (相続または遺贈による特定口座への受け入れ)**

当行は、上場株式等の受け入れについては、当行が定める場合および法令等に基づき行います。

**15. (年間取引報告書等の送付)**

- (1) 当行は、法第37条の11の3第7項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、翌年1月31日までに1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署に提出します。また、第16条に規定する特定口座の廃止があった場合には、廃止月の翌月までに1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署に提出します。
- (2) 法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に取引(譲渡取引・分配金取引・利金取引等)のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書はお客さまに交付いたしません。ただし、お客さまから請求があった場合はこの限りではありません。

**16. (特定口座の廃止)**

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該契約にともないお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客さまが当行に対して令第25条の10の7第1項に規定する「特定口座廃止届出書」を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。
- (2) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、令第25条の10の5第1項により、「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなします。
- (3) 令第25条の10の8に規定する「特定口座開設者死亡届出書」の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。
- (4) やむをえない事由により、当行が解約を申出たとき。

**17. (届出事項の変更)**

第2条に基づく「特定口座開設届出書」の提出後に、お客さまのお名前、ご住所など当該「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときは、令第25条の10の4の規定により、お客さまは遅滞なくその旨を記載した「特定口座異動届出書」を当行にご提出いただきます。なお、その変更がお名前またはご住所にかかるものであるときは、令第25条の10の3第2項に定める確認書類により、確認させていただきます。

**18. (法令・諸規則等の適用)**

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令および諸規則等にしたがって取扱うものとします。

**19. (免責事項)**

当行の責に帰すべきでない事由により、特定口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関し、お客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

**20. (約款の改定)**

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

**21. (合意管轄)**

お客さまと当行との間のこの取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

## 自動けいぞく（累積）投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

- 1 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）の間の投資信託受益権の累積投資取引に関する取決めです。当行は、この約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結します。
- 2 この約款に定めのない事項については、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」または該当する投資信託の「目論見書」により取扱うものとします。

### 第2条（申込方法）

- 1 申込者は当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することにより契約を申込みのものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資契約が成立し、累積投資取引が開始されます。
- 2 累積投資契約が締結されたときは、当行はただちに当該投資信託の累積投資口座を設定します。

### 第3条（金銭の払込み）

- 1 申込者は、前条第2項において累積投資口座を設定した投資信託の買付けに充てるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを当該投資信託の契約の申込時に払込むものとします。
- 2 前項の払込金は、当該投資信託の目論見書に記載された最低買付単位等の条件を満たした額および当行が定めた額とします。

### 第4条（買付投資信託の選定等）

- 1 この約款において申込者が買付けのできる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- 2 選定銘柄に応じて「いわぎんインターネット投資信託サービス」による取引（買付または換金）に限る場合があります。選定銘柄にかかる取扱チャネル（店頭またはインターネット）については、当行ホームページに掲載します。

### 第5条（買付時期・価額）

- 1 当行は、申込者から当該投資信託の買付けの申込みがあったときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。なお、同日論見書において申込不可とされている日には、買付けの申込みができません。
- 2 前項の買付価額は買付約定日の価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を加えた金額とします。
- 3 買付けられた当該投資信託の所有権およびその果実ならびに元本に対する請求権は、当該買付けの日から申込者に帰属します。

### 第6条（管理）

この契約により買付けられた投資信託は、当行が別に定める「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき申込者が投資信託受益権について権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録のうえ管理します。

### 第7条（果実の再投資）

- 1 累積投資取引にかかる投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、所定の税金を差引

いた金額を申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の決算日の価額により買付けます。なお、この場合における買付手数料は無料とします。

- 2 前項の規定は、申込者が投資信託の収益分配金の「再投資型」を選択した場合および「投資信託定時定額購入サービス」を利用する場合に適用します。

#### 第8条（受益権の換金）

当行は申込者から投資信託の換金を請求されたときは、当該投資信託の目論見書に記載する方法（記載がない事項については当行所定の方法）により換金し、その代金を支払います。なお、同日論見書において換金不可とされている日には、換金の請求ができません。

#### 第9条（解約）

- 1 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。
  - (1) 申込者から解約の申出があったとき
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき
- 2 この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく振替決済口座に記載または記録された当該投資信託を前条に準じて当行において申込者に返還します。

#### 第10条（申込事項等の変更）

- 1 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は当行所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当行は戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等を提示いただくことがあります。

#### 第11条（その他）

- 1 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- 2 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の書類と引換えに、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還した場合
  - (2) 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく投資信託の返還代金の金銭を返還しなかった場合
  - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合
- 3 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 4 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 5 前四項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

附 則

第1条 (少額投資非課税制度の累積投資取引の取扱い)

- 1 申込者が少額投資非課税制度（NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA）を利用して投資信託の定時定額購入を行う場合は、この約款に定めがある場合を除き「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」および「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」によるものとします。
- 2 つみたてNISAにかかる選定銘柄については、租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等に該当する投資信託受益権のうち一定の要件を満たすもので当行が選定した銘柄とします。なお、つみたてNISAによる公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。
- 3 法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託の収益分配金の再投資分については非課税口座以外の口座（特定口座または一般口座）に受入れます。

以 上

2020年4月1日  
株式会社岩手銀行

# 投資信託定時定額購入サービス取扱規定

## 1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまが指定する購入金額（以下「指定金額」といいます。）をご指定の引落口座（以下「指定預金口座」といいます。）から毎月自動引落しのうえ、お客さまが指定する日（以下「購入申込日」といいます。）に投資信託の購入申込みの受付を自動的に行うサービス（「投資信託定時定額購入サービス」または「ステップーI」という場合があります。2. で定める付随サービスを含め、以下「本サービス」といいます。）に関する要件およびお客さまと株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）との間の取決めです。
- (2) 本サービスの申込みにあたっては、「自動けいぞく（累積）投資契約」その他必要な契約を締結していただきます。ただし、既に締結済みであるときはこの限りではありません。
- (3) 第1項に定める自動引落しにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出しまたは預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とします。また、購入申込日の前営業日（以下「振替日」といいます。）に指定預金口座から指定金額を引落し、「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付けを行います。
- (4) お客さまと当行との間における各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「特定口座約款」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」その他当行が定める契約条項等（以下「関連規定」と総称します。）および関連する法令諸規則によるものとします。なお、この規定に関連規定と矛盾する内容を定めた場合は、この規定の定めが優先されます。

## 2. (付随サービス)

- (1) 最終購入年月を指定する購入期間指定型投信定時定額購入サービス（以下「ターゲットーI」といいます。）をご利用できます。ただし、買付開始月から最終購入年月の期間を10カ月以上36カ月以内（買付回数10回から36回）とします。
- (2) 非課税累積投資契約を利用した投資信託定時定額購入サービス（以下「つみたてNISA」といいます。）をご利用できます。

## 3. (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスに基づき購入できる投資信託は、当行が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）とします。ただし、お客さまが、「つみたてNISA」で買付けすることができる投資信託については、当行が別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」附則第1条第2項により当行が選定する銘柄のみを選定銘柄とします。
- (2) お客さまは、選定銘柄の中から銘柄を指定し、本サービスの申込みを行うものとします（お客さまが指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。）。

## 4. (申込・解約方法)

- (1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および押印（お届印）のうえ提出することにより申込みのものとし、当行が承諾した場合に取引を開始するものとします。この申込みを「新規申込」といいます。
- (2) 前項の契約の申込みを解約する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および押印（お届印）のうえ提出することにより申込みのものとします。この申込みを「中止」といいます。
- (3) 前二項の「新規申込」または「中止」について、インターネット投資信託を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。

## 5. (買付にかかる留意事項)

- (1) 毎月の指定金額（指定銘柄の取得代金に加え当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を含みます。）は、本サービスの種類（ステップーI、ターゲットーI、つみたてNISA）に応じて、以下のとおりとなります。
  - ① 「ステップーI」の指定金額は、1銘柄あたり5,000円以上1,000円の整数倍
  - ② 「ターゲットーI」の指定金額は、1銘柄あたり100,000円以上1,000円の整数倍
  - ③ 「つみたてNISA」での取引における指定金額（当行所定の手数料がゼロの場合に限る。）は、1銘柄あたり3,000円以上の金額とし、その合計額が年間（1月1日から12月31日）40万円を超えることとなるような指定金額の指定はできません。また、複数銘柄の買付けを申込み場合および次項に定める毎月の指定金額を増額する場合においても同様とします。
- (2) 「ステップーI」および「つみたてNISA」については、年1回もしくは年2回（6カ月間隔）で、毎月の指定金額に加えお客さまの指定する金額を増額して指定預金口座から引落し、指定銘柄の購入申込みを行うことができます（毎月の指定金額を増額する金額を加えた金額が指定預金口座から引落しされます。）。ただし、「ターゲットーI」は、増額の取扱いができません。

- (3) 購入申込日が当該指定銘柄の目論見書に定める購入申込みを受付しない日に該当する場合は、当該日以降で当該銘柄の購入申込みの受付が可能となる日を購入申込日とすることとし、その前営業日に指定金額を引落しいたします。
- (4) 指定預金口座の支払可能残高不足等の事由により指定金額の引落しが成立しなかった場合は、お客さまに通知することなくその月の振替および指定銘柄の買付けを行いません。
- (5) 前項において、指定預金口座が総合口座で当座貸越契約（総合口座担保定期、いわぎんLパック、および自動融資サービスによる当座貸越）がある場合は、総合口座等の貸越可能金額は支払可能残高に含めないものとし、当座貸越を利用した買付けは行いません。
- (6) 複数の指定銘柄を選択されているお客さまの指定預金口座の残高が、その振替金額の総額に満たない場合には、そのいずれの銘柄の購入申込みを受付けるかは当行の任意とします。
- (7) 振替日の午後3時以降の指定預金口座への入金は、本規定に基づく振替金額として充当されない場合があります。

## 6. (変更)

- (1) 本サービスにかかる申込内容を「変更」する場合は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名および押印（お届印）のうえ提出することにより申込みものとします。購入申込日の4営業日前（午後3時前）までに当行所定の手続きがあった場合は、次回購入予定分より変更します。ただし、附則3.に定めるNISA勘定の種類（非課税管理勘定・累積投資勘定）の変更に際しては、一部制限がありますのでご注意ください。
- (2) 前項の申込内容の「変更」とは、毎月の振替金額（増額・減額）、毎月の購入申込日（5日または20日）、増額月の指定、増額月の金額（増額・減額）、口座区分（特定口座・一般口座・NISA口座の区分）の変更をいいます。
- (3) 前二項の「変更」について、インターネット投資信託を利用して行う場合は、「インターネット投資信託取引約款」に従うものとします。
- (4) 「ターゲットーI」の場合、申込内容（指定銘柄、指定金額、購入申込日、最終購入年月、口座区分）の変更はできません。「変更」をご希望の場合は、当行所定の手続きにより「中止」のお申込をいただき、改めて「新規申込」の手続きしていただくこととなります。なお、この場合、上記5.（買付）の制約があります。

## 7. (中止)

- (1) 本サービスは、次の各号のいずれかに該当した場合、「中止」されるものとします。
  - ① お客さまが当行所定の手続きにより中止を申出た場合
  - ② お客さまが指定預金口座を解約された場合
  - ③ お客さまが指定銘柄の累積投資取引を解約された場合
  - ④ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
  - ⑤ やむを得ない事由により、当行が中止を申出た場合
  - ⑥ 「ターゲットーI」で指定された「最終購入年月」が経過した場合
  - ⑦ 「つみたてNISA」における買付けで、2037年12月を経過した場合
- (2) 前項に定める場合のほか、お客さまが、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」（以下、本項において「約款」といいます。）の規定に基づき、「つみたてNISA」にかかる本サービスの利用に際し、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、あらかじめ当行所定の手続きにより本サービスを「中止」する旨をお申出いただきます。お客さまから当該中止にかかる手続きがない場合は、本サービスによる買付けは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客さまに限り）または一般口座での買付けとなります。
  - ① お客さまが約款第11条の2の規定により、累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合
  - ② 約款第16条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合
  - ③ お客さまが約款第10条の2の規定により累積投資勘定が廃止される場合

## 8. (選定銘柄の除外)

選定銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 関連規定の定めにしたがい選定銘柄から除外されることとなった場合
- ③ その他当行が必要と認める場合

## 9. (連絡事項)

- (1) 当行は、投資信託受益権について残高照合のための報告を行います。この報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令の定めるところにより「取引残高報告書」を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めます。

- (2) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 10. (その他)

- (1) 当行は、この規定に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。
- (2) 同一日の同一銘柄に係る複合取引(「中止」と「新規申込」等)はお受けできません。
- (3) 天災地変その他不可抗力による損害はその責を負いません。
- (4) お客様が、本サービスにかかる「中止」の手続きや届出事項の変更を怠った場合、その他当行の責めによらない事由により、お客様に生じた損害および損失(機会損失を含みます。)ならびに得べかりし利益(逸失利益を含みます。)その他お客様に発生した間接的な損害および損失(税制上の取扱いを含みます。)については、事由の如何にかかわらず、当行は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。
- (5) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (6) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (7) 前六項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 附 則

#### 1. (非課税投資枠を上回る投資信託受益権の取扱い)

本サービスを利用して、少額投資非課税制度(NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)にかかる投資信託の買付けを行う場合や収益分配金の再投資を行う場合において、法令で定める各非課税投資枠を上回る投資信託受益権については非課税口座以外の口座(特定口座または一般口座)に受入れます。

#### 2. (つみたてNISAによる本サービスの利用)

- (1) お客様が、当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の規定に基づく「つみたてNISA」により本サービスを利用される場合は、「いわぎんインターネット投資信託サービス(付随する契約を含む。)」に基づく契約をあらかじめまたは同時にさせていただくものといたします。
- (2) お客様が、「つみたてNISA」により本サービスを利用される場合には、4.に定める「新規申込」および6.に定める「変更」については、専らインターネット投資信託を通じてお申込みいただくものとさせていただきます。ただし、7.に定める「中止」については、店頭でも受付けいたします。
- (3) 前項前段の定めは、当行が将来、前項に規定する「新規申込」および「変更」を当行の店頭においても受付けることを公表した場合には、その受付開始日から、適用されないものとします。
- (4) 「つみたてNISA」による公募株式投資信託のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

#### 3. (NISA勘定変更時の本サービス利用にかかる免責事項)

当行所定の手続きにより各年において「NISA(年間の非課税管理勘定の受入額120万円)」または「つみたてNISA(年間の累積投資勘定の受入額40万円)」を選択することができますが、お客様が、勘定の種類を変更して最初に到来する年の1月5日を「購入申込日」とする本サービスに伴う指定銘柄の買付けは行われません。したがって、勘定の種類を変更し、年間の非課税投資枠を有効に消費しようとする場合は、お客様の判断により「購入申込日」を毎月20日とすることで定時定額による買付けが可能となります。

以上  
2020年4月1日  
株式会社岩手銀行

## 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

### 第1条 (約款の趣旨)

- この約款は、お客さま（第2条第7項に規定する個人のお客さまに限りません。）が、租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座（法第37条の14第5項第1号に定める口座をいいます。以下同じ。）内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約」（法第37条の14第5項第2号に定める契約をいいます。以下同じ。）および「非課税累積投資契約」（法第37条の14第5項第4号に定める契約をいいます。以下同じ。）に関する事項および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- お客さまが当行で、この約款に基づき「非課税累積投資契約」を締結されるには、別途、当行との間で「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託定額購入サービス取扱規定」および「いわぎんインターネット投資信託サービス（付随する契約を含む。）」に基づく契約をあらかじめまたは同時にしていただく必要があります。ただし、「いわぎんインターネット投資信託サービス（付随する契約を含む。）」のご契約について当行が不要と判断した場合は、この限りではありません。
- お客さまと当行の間における非課税口座に係る「非課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約」の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当行が制定している投資信託に関する各種規定または約款の定めによるものとします。この約款と、当行が別に定める契約条項その他規定との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

### 第2条 (非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書等の提出)

- お客さまが特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、法第37条の14第5項第1号および同条第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項を記入のうえ、署名し、それに当行が定める所定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)（非課税管理勘定に係る期間）およびロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に当行に提出してください。  
なお、当行は税務署にお客さまの「非課税適用確認書の交付申請書」に係る申請事項を提供し、別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）を受領し、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行で保管します。
- 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に「非課税管理勘定」（法第37条の14第5項第3号に定める勘定をいい、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または「累積投資勘定」（法第37条の14第5項第5号に定める勘定をいい、この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の「非課税口座開設届出書」に、「勘定廃止通知書」（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。
- 前二項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の「非課税口座開設届出書」に「非課税口座廃止通知書」（法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
- 前三項に定める書類を提出する際は、お客さまには、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および当行が定める所定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する「個人番号」をいいます。以下同じ。なお、お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- 第1項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。したがって、「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」が提出された日に非課税口座は開設されません。
- 第2項または第3項の規定により、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」（以下、併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの「廃止通知書」に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから「廃止通知書」を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

**第2条の2 (非課税口座簡易開設届出書等の提出)**

- 1 前条第5項の規定にかかわらず、お客さまが「非課税口座簡易開設届出書」(法第37条の14第5項第1号に定める届出書をいい、以下「簡易開設届出書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、署名し、それに当行が定める所定の書類を添付して当行に提出したときは、当行がそれらの必要書類(前条第4項に準じた取扱いとします。)を受領した日に非課税口座が開設されます。なお、当行はお客さまから提出を受けた「簡易開設届出書」に記載された届出事項を速やかに税務署に提供します。この際、当行は第5条第1項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」および第6条第1項に規定する「非課税口座廃止届出書」を受領することはできません。
- 2 前項の規定により、税務署に届出事項を提供した結果、「簡易開設届出書」が法第37条の14第14項の規定により受理することができないもの、または、法第37条の14第15項の規定により提出することができないものに該当する場合(非課税口座の重複開設となる場合をいいます。)は、その旨およびその理由をお客さまに通知します。
- 3 前項に該当する場合は、お客さまが「簡易開設届出書」の提出により設定された上場株式等の振替口座簿への記載または記録に係る口座(以下、本条において「無効とされた非課税口座」といいます。)は、当該口座の設定時から非課税口座に該当しないものとして、法37条の14第5項第1号の規定その他所得税に関する法令の規定が適用されます。
- 4 お客さまが第1項の規定を適用して、非課税口座を開設した後に重複開設であることが判明した場合、無効とされた非課税口座において、すでに非課税の適用を受けた配当所得または譲渡所得等がある場合は、遡及して課税されることに異議なく同意していただきます。また、無効とされた非課税口座において、次の各号のいずれかの事由が発生していたときは当該各号に定める取扱いとなります。
  - (1) 第7条第1号①に規定する株式投資信託の普通分配金を受け入れていた場合、当行はお客さまに事前の同意を得ることなく税相当額をお客さまの指定口座から徴収、または、その他の請求方法で税相当額を徴収します。
  - (2) すでに第7条第1号①に規定する株式投資信託を譲渡して譲渡益が発生していた場合、お客さまは非課税とされたものに係る譲渡所得について譲渡した年の所得として修正申告または期限後申告をすることになります。その際、延滞税が発生していれば、当該延滞税も含め納税が必要になります。

**第3条 (非課税管理勘定の設定)**

- 1 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」または「廃止通知書」もしくは「簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に「廃止通知書」を提出してください。ただし、提出いただく「廃止通知書」が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受け入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該「廃止通知書」を受領することができません。
- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定を当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」その他当行が定める所定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

**第3条の2 (累積投資勘定の設定)**

- 1 お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」または「廃止通知書」もしくは「簡易開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

**第4条 (非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)**

- 1 「非課税上場株式等管理契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- 2 「非課税累積投資契約」に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

**第5条 (金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止)**

- 1 お客さまが当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けられようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に「金融商品取引業者等変更届出書」(法第37条の14第18項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受け入れをしているときは、当該「金融商品取引業者等変更届出書」を受領することができません。
- 2 前項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を受領した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該「金融商品取引業者等変更届出書」を受領したときに廃止されます。

- 3 第1項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限り。）においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第1項に規定される「金融商品取引業者等変更届出書」を受理した場合、当行はお客さまに対し、「勘定廃止通知書」を交付します。

#### 第6条（非課税口座廃止届出書の提出）

- 1 お客さまが特例の適用を受けることをやめる場合には、「非課税口座廃止届出書」（法第37条の14第21項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。
- 2 前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第13条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第1項に規定される「非課税口座廃止届出書」の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客さまに対し、「非課税口座廃止通知書」を交付します。

#### 第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、②の移管により受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（(2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。
- ① 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
- ② 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客さまの非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（(2)に掲げるものを除きます。）
- (2) 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- (3) 施行令第25条の13第12項各号のうち株式投資信託に係るもの

#### 第7条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

- 1 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した非課税累積投資契約（この約款および当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」ならびに「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り。）のみを受け入れます。
- (1) 第3条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（その購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- (2) 施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等のうち株式投資信託に係るもの
- 2 お客さまが当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる株式投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
- 3 第1項の定めにしたがい累積投資勘定に受け入れることができる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

#### 第8条（譲渡の方法）

お客さまは、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行への売委託による方法（解約請求）、当行に対して譲渡する方法（買取請求）または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

#### 第9条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座（非課税管理勘定または累積投資勘定）から株式投資信託の全部または一部払出し（振替によるものを含むものとし、第7条第1号②および第2号に規定する移管に係るもの、第7条第3号または第7条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託に係る法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

**第10条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)**

- 1 非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、
  - (1) お客さまから当行に対して第7条第2号に基づく移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
  - (2) お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

**第10条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)**

- 1 非課税口座に設けられた累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとし、
  - (1) お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

**第11条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)**

- 1 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または第2条の2第1項の「簡易開設届出書」(いずれかの届出書の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。
  - (1) 当行がお客さまから施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
  - (2) 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまは除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

**第11条の2 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)**

- 1 お客さまが当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- 2 お客さまが当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります(ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座異動届出書を受理することができません。)

**第12条 (非課税口座での取引である旨の明示)**

- 1 お客さまが当該各年の「非課税管理勘定」または「累積投資勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に、当行で募集の取扱いまたは累積投資契約に基づき取得する株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込みまたは累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。  
お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます(特定口座への受け入れは、お客さまが当行に特定口座を開設されている場合に限りです。)
- 2 非課税累積投資契約においては、受入期間に取得することとなる株式投資信託の取得対価の合計額が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
- 3 第1項の規定により、当行に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合であっても、第7条に定める「非課税上場株式等管理契約」に基づき、取得対価の合計額が120万円を超える場合または第7条の2に定める「非課税累積投資契約」に基づき、取得対価の合計額が40万円を超える場合は、非課税口座以外の口座(特定口座または一般口座)に受け入れさせていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座に同一銘柄の株式投資信託を保有している場合にあっては、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨を明示していただく必要があります。  
なお、お客さまが当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合には、原則として先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

**第13条 (非課税口座内の株式投資信託に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)**

- 1 お客さまの非課税口座に設けられた「非課税管理勘定」に受け入れた株式投資信託に係る収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当行がその収益分配金の支払事

務の取扱いをするものに限ります。)は、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。

- 2 お客さまの非課税口座に設けられた「非課税管理勘定」に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税ならびに住民税が課されません。
- 3 お客さまの非課税口座に設けられた「累積投資勘定」に受け入れた株式投資信託に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。
- 4 非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

#### 第14条 (非課税口座年間取引報告書の送付)

当行は、法第37条の14第30項および施行令第25条の13の7に定めるところにより「非課税口座年間取引報告書」を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

#### 第15条 (届出事項の変更)

「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行に届出された氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」(施行令第25条の13の2に規定するものをいいます。)により当行に届け出るものとします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには「個人番号カード」および当行が定める所定の書類を提示いただきます。

#### 第16条 (非課税口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- (1) お客さまが当行に対して、法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- (2) 法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)
- (3) お客さまが当行に対して、法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- (4) 非課税口座を開設しているお客さまが、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- (5) 施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- (6) やむを得ない事由により、当行が本契約の解除を申出た場合 当行が定める日

#### 第17条 (法令・諸規則等の適用)

この約款に定めのない事項については、税制に関する法令諸規則、金融商品取引に関する法令および日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理するものとします。

#### 第18条 (免責事項)

お客さまが第15条の変更手続きを怠った場合、第2条の2第3項および第4項に該当する場合、その他当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害およびお客さまに生じる各種手続きについては、当行はその責めを負わないものとします。

#### 第19条 (約款の変更)

- 1 この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 第20条 (合意管轄)

この約款に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 附 則

#### 第1条 (勘定変更の際の手続き)

2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

以 上  
2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

## 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

### 第 1 章 総則

#### (約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社岩手銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「特定口座約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、その他の当行が定める契約条項（以下、「関連規定」と総称します。）及び租税特別措置法その他の法令によります。なお、この約款に関連規定と矛盾する内容を定めた場合は、この約款の定めが優先されます。

### 第 2 章 未成年者口座の管理

#### (未成年者口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める所定の日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 20 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）を提出することはできません。

3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 5 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 19 歳である年の 9 月 30 日までに提出がされたもの）に限らず、お客様が 1 月 1 日において 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 3 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第 4 条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、当該記載又は記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

#### (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第 5 条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に、お客様が当行で募集により取得をした当行が取扱う公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる株式投資信託で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託 (②に掲げるものを除きます。)

- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日 (以下「5 年経過日」といいます。) の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定するもののうち株式投資信託

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる株式投資信託で、お客様が当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託 (②に掲げるものを除きます。) で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円 (②により受け入れた株式投資信託があるときは、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定するもののうち株式投資信託

#### (譲渡の方法)

第 6 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行への換金請求 (解約又は買取の請求をいい、原則、解約請求とします。以下同じ。) による方法、又は租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による株式投資信託の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

#### (課税未成年者口座等への移管)

第 7 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る株式投資信託 (第 5 条第 1 項第 1 号ロ若しくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
- イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合  
当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
- ロ イに掲げる場合以外の場合  
当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ② お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る株式投資信託同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行います。

- ① お客様が当行に特定口座 (租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限りません。) を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる株式投資信託は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該株式投資信託の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該株式投資信託に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該株式投資信託の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡 (租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 16 条第 2 号において同じ。) で、租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了 (同号に規定する信託の併合に係るものに限りません。) による譲渡以外のもの (当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りません。) 又は贈与をしないこと
- ③ 当該株式投資信託の譲渡の対価 (その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する株式投資信託に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。) 又は当該株式投資信託に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産 (株式投資信託に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。) は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 9 条 第 7 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

#### (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 10 条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し (振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。) への移管に係るものに限りません。) があった場合には、当行は、お客様 (相続又は遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者) に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

#### (出国時の取扱い)

第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項 第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

### 第3章 課税未成年者口座の管理

#### (課税未成年者口座の設定)

第12条 課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座又は預金口座（以下、「払出制限付預金口座」といいます。）により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。なお、払出制限付預金口座については、この約款で定められた事項と、当行預金規定で定められた事項と内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で預金規定を適用するものとします。

#### (課税管理勘定における処理)

第13条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項各号に規定するものうち株式投資信託をいいます。以下この条及び第14条から第16条並びに第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

#### (譲渡の方法)

第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への換金請求による方法、又は租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

#### (課税管理勘定での管理)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

#### (課税管理勘定の金銭等の管理)

第16条 課税未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で、租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載又は記録がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

#### (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第18条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

#### (出国時の取扱い)

第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第14条及び第18条を除きます。）の適用があるものとして取扱います。

### 第4章 口座への入出金

#### (課税未成年者口座への入金処理)

第20条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、お客様名義の当行預金口座からの入金によることといたします。

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

- ① お客様名義の当行預金口座への出金
- ② お客様名義の当行投資信託口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客様本人が第2項各号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。）が必要となります。

### 第5章 代理人による取引の届出

#### (代理人による取引の届出)

第21条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。この場合、当行所定の方法により、代理人に対し届出された代理人ご本人であることの確認及び代理権の確認等をさせていただきます。

2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。この場合においては前項後段の規定を準用します。

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出

を行っていただく必要があります。

- 4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際には、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
- 5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

**(法定代理人の変更)**

第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

**第6章 その他の通則**

**(取引残高の通知)**

第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

**(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)**

第24条 お客様が受入期間内に、当行が行う株式投資信託の募集により取得をした株式投資信託を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、未成年者口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

**(基準年以降の手続き等)**

第25条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

**(非課税口座のみなし開設)**

第26条 2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

**(本契約の解除)**

第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合  
当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合  
租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合  
出国日
- ④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合  
租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合  
本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

**(付随契約等)**

第28条 お客様は、本契約の締結に際し、以下に掲げる当行所定の契約を締結していただきます(既に契約している場合を除きます)。

- ① 「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づく投資信託受益権振替決済口座を開設していただきます。
- ② 「特定口座約款」に基づく特定口座を課税未成年者口座内に開設していただきます。
- ③ 「自動けいぞく(累投)投資約款」に基づく累積投資契約を締結していただきます。

2 お客様は、未成年者口座及び課税未成年者口座で「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく投資信託定時定額購入サービスをご利用いただけます。

**(法令・諸規則等の適用)**

第29条 この約款に定めのない事項については、税制に関する法令諸規則、金融商品取引法に関する法令および日本証券業協会の諸規則、諸慣行の定めるところにより処理するものとします。

**(免責事項)**

第30条 お客様がこの約款に定める手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、未成年者口座及び課税未成年者口座に係る税制上の取扱い等に関し、お客様に生じた損害等については、当行はその責めを負わないものとします。

**(合意管轄)**

第31条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を、合意管轄裁判所とします。

**(約款の変更)**

第32条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- 3 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

**附則**

この約款は、2020年4月1日より適用させていただきます。

以上

2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

## インターネット投資信託取引約款

### 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまが、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューター、タブレット端末御呼びスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動けいぞく（累積）投資約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、「特定口座約款」その他の関連する約款及び規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス規定」に基づき、インターネットを通じて次々に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合、当行とお客さまとの間の取決めです。本約款に「投資信託関連約款等」または「いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本約款の定めが優先されます。

### 第2条 (本サービスの内容)

お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。

- ① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）
- ② 投資信託の換金の申込み（解約請求による申込みに限ります。）
- ③ 「自動けいぞく（累積）投資約款」及び「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく投資信託定時定額購入サービス（以下「定時定額購入サービス」といいます。）の新規申込・変更（第14条第2項に規定する「購入申込日」の変更を除きます。購入申込日の変更をご希望の場合は、「中止」のお申込みをいただき、改めて「新規申込」が必要です。）・中止の申込み
- ④ 取引履歴等の照会
- ⑤ 第9条に定める電子交付サービス
- ⑥ 第23条に定める提供情報の利用

### 第3条 (法令等の遵守及び自己責任の原則)

(1) お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本約款及び「投資信託関連約款等」ならびに「いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス規定」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。

(2) お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補充書面その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。

### 第4条 (本サービスの利用)

(1) お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込みし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、当行窓口において、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに、申込みをしている場合はこの限りではありません。

- ① 預金口座、投資信託受益権振替決済口座、特定口座の開設
- ② 定時定額購入サービス
- ③ いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス（以下「ネットバンキングサービス」といいます。）

(2) 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。

- ① 日本国内に居住する個人のお客さま
- ② お客さま（口座名義人）ご本人の利用である場合
- ③ 当行が、第8条で定める取引時確認方法により、お客さまご本人であると確認できた場合
- ④ 第9条の規定による、「電子交付サービス」の承諾をいただいているお客さま
- ⑤ 第18条の規定による、「電子メール利用」の承諾をいただいているお客さま
- ⑥ 「パソコン等」のインターネット環境や「電子交付サービス」による書面閲覧のために必要なソフトウェア及びプリンターが整っていること

(3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。

- ① 満20歳未満のお客さま
- ② 非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。）
- ③ 法人のお客さま
- ④ その他当行が別途定めるお客さま

(4) 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスの一部または全部の利用ができない場合があります。

### 第5条 (取引の名義等)

(1) 本サービスの利用にあたっては、お客さまが投資信託受益権振替決済口座の開設申込みの際に当行にお届けいただいた「住所」、「氏名」、「指定預金口座」及び「ネットバンキングサービス」申込みの際にお届けいただいた「お申込代表口座」、「ご利用口座」を使用するものとします。ただし、第21条第1項による変更後は、変更後の「住所」、「氏名」、「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」を使用するものとします。

(2) 住所、氏名は、本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。

(3) 当行はあらかじめお客さまからお届けいただいた、投資信託受益権振替決済口座の「指定預金口座」以外への振込みは行わないものとします。

(4) 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく預金口座は、当行窓口で開設された普通預金口座（総合口座含む。）とさせていただきます。お客さまが、当行に普通預金口座（総合口座含む。）を開設されていない場合は、当行窓口で預金口座を開くうえ、当行所定の手続きによりお客さまが当行に届出た預金口座を「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」とします。

### 第6条 (投資信託振替決済制度のご利用)

お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されます。

### 第7条 (ログインID、パスワード等)

(1) 本サービスの利用には、次の各号において定める「利用者ID」、「利用者パスワード」、「確認パスワード」（以下、「パスワード等」と総称します。）が必要です。

- ① 「パスワード等」は、「ネットバンキングサービス」利用時の「パスワード等」と同じとします。
- ② お客さまは、「パスワード等」の登録にあたっては、当行所定の文字数以上に指定するとともに、生年月日や電話番号など、第三者から推測可能な指定は避けるものとします。

(2) 「パスワード等」は、第三者に知られないように、お客さまが厳重に管理するとともに、第三者に開示、譲渡、貸与しないものとします。

(3) お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。

(4) お客さまは、取引の安全性を確保するため、「パスワード等」を当行所定の方法により適宜変更するものとします。

(5) お客さまが、当行が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、一定時間、本サービスの利用ができなくなります（この状態を「ロックアウト」といいます）。ただし、ロックアウト時点までに、当行が受付けた注文は有効に存続するものとします。なお、「ロックアウト」が発生した場合、「パスワード等」の再設定を行う必要があります。再設定を行う場合は、当行所定の手続きを行うものとします。

(6) お客さまが「パスワード等」を忘れた場合など、お客さまが「パスワード等」の再設定を行う場合には、当行所定の手続きを行うものとします。

(7) お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面もしくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）に

は、速やかに当行所定の連絡先にお届けください。届出の受け付けにより、当行は本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きを行うものとします。

### 第8条 (取引時確認等)

(1) 本サービスにおいて、当行は、当行に登録されているお客さまの「パスワード等」と、お客さまが本サービスの利用にあたって「パソコン等」に入力された「パスワード等」との一致を確認する方法、その他当行が定める方法により、お客さまご本人であること等の確認（以下「取引時確認」といいます。）を行います。

(2) 取引時確認に必要な「パスワード等」の確認項目及び取引時確認方法の技術的要件等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。

(3) 当行が、前二項の規定に従って、お客さまの取引時確認ができた場合、当該入力されたお客さまを口座名義人とみなして、本サービスの取扱いを行うものとし、その後実施された注文が、「パスワード等」の不正使用によるものであっても、当行は当該注文をお客さまの意思に基づく有効なものとして取扱います。

### 第9条 (電子交付の承諾)

(1) お客さまは、「電子交付サービス規定」に定めるところにより、当行から電子交付（紙媒体の交付に代えてインターネットを通じて電磁的方法により交付すること）を受けること（以下「電子交付サービス」といいます。）を承諾するものとします。

(2) お客さまは、前項の承諾により、当行窓口で投資信託の対面取引を行った場合であっても当行が定める所定の書面の交付については、電子交付サービスを利用するものとします。

### 第10条 (利用時間)

(1) お客さまが、本サービスを利用できる時間は、当行所定の時間内といたします。ただし、当行はこの取扱時間をお客さまに事前の通知をすることなく変更することがあります。

(2) 前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当行は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。

### 第11条 (本サービスの利用可能銘柄)

本サービスで、お客さまが注文及び取引履歴の照会等ができる銘柄は、当行が定める銘柄とします。

### 第12条 (注文の受付等)

(1) 当行は、第8条に規定する取引時確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当行に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量（金額）、口座区分等その他必要となる事項）の確認及び以下の事項について当行が確認した時点で当該注文の受け付けとさせていただきます。定時定額購入サービスの注文受け付けに関しては、第14条第1項から第3項までの定めに従います。

- ① 購入の場合は、購入代金の引落し。ただし、総合口座または当座預金口座を購入代金の引落し預金口座としている場合は、貸越可能残高引落しは行いません（当座貸越を利用しての購入はできません。）
- ② 換金の場合は、お客さまの保有分として当行の投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内であること。

(2) お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限りません。また、定時定額購入サービスに基づく購入で、第14条第2項に規定する「購入申込日」となる注文を含みます。）、その総額が引落しを指定した預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。

(3) 投資信託の換金に係る注文について、クローズド期間中のもの等については、注文の受け付けができない場合があります。

(4) 交付目論見書等でスイッチング（同一銘柄に係る他コースへの変更）が可能としてある銘柄であってもスイッチングの受け付けはできません。

(5) 第1項の規定により当行が注文を受付けた場合、本サービスの「注文完了画面」、「申込完了画面」等、手続きの完了画面を表示します。

(6) 当行は、本サービスを利用して注文を受付けるにあたって、「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」に係る各種規定や「投資信託関連約款等」にかかわらず、「通帳」、「払戻請求書」、「投資信託募集・購入申込書」、「投資信託定時定額購入サービス申込書（新規申込・変更・中止）」、「投資信託解約・買取依頼書」等のお客さまからの提出を不要とします。ただし、お客さまが当行窓口で投資信託の対面取引を行う場合は、この限りではありません。

(7) 本サービスは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、少額投資非課税制度（NISA）に関する申請及び口座開設の対応ならびに指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はできません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客さまは当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。

(8) 当行は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。

- ① お客さまの注文が、法令諸規則及び本約款ならびに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合
- ② 購入に係る注文において、あらかじめお客さまから届出ていただいた事項等に基づき、当該注文を受付けるべきではないと当行が判断した場合
- ③ その他、法令諸規則や取引の健全性に照らし、注文を受付けることが適当でないとして当行が判断した場合

### 第13条 (注文の履歴)

(1) お客さまが、本サービスを利用してできる購入（定時定額購入サービスによる1回ごとの購入を除く。）に係る注文の数量（金額）の限度は、1投資信託1処理あたり1億円以下（手数料（税金）を含みます。）の金額とします。

(2) お客さまが、本サービスを利用してできる換金に係る注文の数量または金額の限度は、お客さまの保有分として当行の投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されている数量（お客さまが本サービス以外で換金に係る注文を出されている場合は、その数量または金額を除きます。）の範囲内とします。

(3) 前二項の規定にかかわらず、当行はお客さまに事前に通知することなく、注文の数量または金額の限度額等を変更することがあります。その場合、お客さまは、その限度額等を了承したものとします。

### 第14条 (注文の有効期限)

(1) お客さまが、本サービスを利用して、第12条第1項の規定に基づき、注文を発注した場合、銀行営業日（銀行法第15条に定める休日以外の日。以下同様。）の14時前（14時を超過しない。）までに当行が受付けたものは当日を注文執行日（以下「処理日」といいます。）とし、14時以降に受付けたものは翌営業日を処理日とします。

(2) 定時定額購入サービスに基づく購入開始日は、新規申込日（前項の処理日を基準とします。）が、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」で定める、お客さまが指定された毎月の購入申込日（以下「購入申込日」といいます。）の4営業日前（購入申込日を含みません。）までの場合には当該購入申込日以降最初に到来する購入申込日の属する月から、当該翌営業日以降の場合にはその翌月からとなります。

(3) 定時定額購入サービスの中止・変更適用年月は、定時定額購入サービスの中止・変更申込日（第1項の処理日を基準とします。）以降最初に到来する毎月の購入申込日の4営業日前（購入申込日を含みません。）までの場合にはその属する年月から、当該翌営業日以降の場合にはその翌月からとなります。

(4) その他、単位型投資信託の募集の申込み及び追加型投資信託（限定追加型を含みます。）の当初募集の申込み（以下「募集」と総称します。）については、別途定める当行所定の方法によります。

### 第15条 (注文の取消・変更)

(1) お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の取消しに係る時限は、以下のとおりです。

- ① 購入注文の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の9時前（午前9時を超過しない。）までです。当日の9時以降は、購入注文の取消しはできませんので購入注文の発注に際しては十分にご留意ください。

- ② 換金注文・定時定額購入サービス関係注文(新規申込・変更・中止)の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の14時前(14時を超過しない。)までです。
- ③ 募集に係る取消しについては、別途定める当行所定の方法によります。
- (2) お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の変更は、定時定額購入サービスに係る変更に限りができます。購入または換金に係る注文の変更(数量または金額の増減等)はできません。この場合、前項に定める取消しのできる時限までに購入または換金に係る注文を取消しうえて、第12条第1項の定めに従って改めて注文を発注することとします。

#### 第16条(注文・約定の照会)

お客さまが、本サービスを利用して行われた注文及び約定の内容は、本サービスにより、照会することができます。

#### 第17条(注文内容の疑義)

本サービスの利用に係る注文内容について、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合には、お客さまが本サービスを利用された時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

#### 第18条(電子メール利用の承諾)

お客さまは、当行が、お客さまへの通知または照会手段として、電子メールを利用することに承諾するものとし、お客さまはご自身のメールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。また、メールアドレスに変更があった場合、お客さまは、直ちに当行所定の方法で変更登録するものとします。

#### 第19条(サービスの変更等)

当行はお客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容(使用ソフトのバージョン等を含む。)を変更、中止または廃止することがあります。

#### 第20条(契約期間)

本サービスの契約期間は、第22条、第23条第2項、第24条の定めにより、解約または利用が停止されない限り、契約日から最初に到来する12月末日までとします。なお、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

#### 第21条(届出事項の変更)

- (1) お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当行所定の手続きを行うものとします。
- (2) 前項によりお届出があった場合、当行は運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ本サービスの利用はできません。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印鑑または氏名、住所、指定預金口座等をもってお届出の印鑑または氏名、住所、指定預金口座等とします。

#### 第22条(解約等)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当行は、事前の通知や催告等をすることなく、いつでも本サービスを解約または解除することができるものとします。

- ① お客さまが、投資信託受益権振替決済口座を解約された場合
- ② お客さまから当行所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
- ③ 相続の開始があった場合
- ④ お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、または住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合
- ⑤ お客さまが、第4条第3項に該当する旨、届出があった場合
- ⑥ お客さまが、法令諸規則または本約款、「投資信託関連約款等」に違反した場合
- ⑦ お客さまが、投資信託受益権振替決済口座の開設申込み時にした確約に關して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑧ その他やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出た場合

- (2) 前項(前項第2号、第4号、第6号、第7号の規定による解約を除きます。)の規定に基づき本サービスの利用が解約された場合、法令諸規則等及び当行所定の手続きに従って、お客さまの投資信託受益権振替決済口座についても廃止できるものとします。この場合の手続きは「投資信託受益権振替決済口座管理規定」によるものとします。

#### 第23条(情報利用の制限)

- (1) お客さまは、本サービスの利用により、当行から提供を受ける情報(以下「提供情報」といいます。)を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。

- ① お客さま自身もしくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為
- ② 当行及び当行以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工または再利用等する行為
- ③ お客さまの「口座番号」「パスワード等」を第三者に開示し、またその利用に供する行為
- ④ 提供情報を第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為

- (2) 前項各号に該当する行為があったものと、当行または本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当行は情報提供を中止、制限ないしは変更することがあります。

#### 第24条(本サービスの休止)

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止する場合があります。この休止の時期等については当行のホームページ等により知らせるものとします。

#### 第25条(本サービス利用の禁止)

当行は、お客さまが本サービスを利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

#### 第26条(当行システムの障害)

当行のシステムの不具合に起因して、お客さまがインターネットを通し、本サービスを利用できない状況を「当行システム障害」といいます。お客さまの「パソコン等」や通信回線の不具合等が原因の場合は、「当行システム障害」に該当しません。

#### 第27条(免責事項)

当行は、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失(機会損失を含みます。)については、当行が免責されることに異議なく承知していただきます。なお、当行が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当行がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益(逸失利益を含みます。)その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当行は一切その責を負わないことに異議なく承知していただきます。

- ① お客さまの「パスワード等」の漏洩または不正使用。ただし、当該漏洩または不正使用が当行の重大な過失による場合は、この限りではありません。
- ② 第7条第5項の規定による本サービスの利用の不能、同条第6項に規定される「利用者パスワード」の失念、同条第7項に規定される届出の受け前の注文
- ③ お客さま自身で入力したか否かにかかわらず、第8条の規定により取引時確認された後に出された注文
- ④ 第10条第2項に規定される本サービスの一時停止または中止
- ⑤ 第15条の規定により注文の取消し時限までに取消しできなかった場合
- ⑥ 第18条の規定により登録されたお客さまのメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、または電話回線の不通等による通知、照会の不能
- ⑦ 第19条に規定されるサービス内容の変更、中止または廃止
- ⑧ 第21条に規定される届出前に出された注文
- ⑨ 第23条第2項に規定される本サービスの提供の中止、制限ないしは変更
- ⑩ 第25条に規定される本サービスの利用の禁止
- ⑪ 第26条に規定される「当行システム障害」を除き、当行の故意または重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当行が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害及び損失

- ⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピューター等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったために生じた損害についても、同様とします。
- ⑬ 本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落及び欠陥
- ⑭ 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合
- ⑮ 投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延または不能となった場合
- ⑯ 電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウェア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に関係する会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。
- ⑰ お客さまのパソコン等におけるコンピューターウイルスなどによる障害の発生
- ⑱ 本サービスのご利用に關し、お客さまによる本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

#### 第28条(合意管轄)

本サービスに關して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第29条(約款の変更)

- (1) 本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上  
2020年4月1日  
株式会社 岩手銀行

## 電子交付サービス規定

#### 第1条(規定の趣旨)

この規定は、株式会社岩手銀行(以下「当行」といいます。)が、法令等によりお客さまへの交付が義務付けられている書面等を紙媒体での交付に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いについて定めるものです。

#### 第2条(電子交付の方法)

- (1) 当行が行う電子交付サービスは、当行ホームページでパスワード等による認証が必要とされるお客さま専用の利用画面に対象となる書面等の記載事項をPDFファイルで記録しお客さまの閲覧に供する方法とします。なお、書面等が記録された場合は、その都度、お客さま専用の利用画面に通知します。
- (2) 電子交付サービスを利用するためには、お客さまが使用するパーソナルコンピューター、タブレット端末およびスマートフォンにおいてPDFファイル閲覧用ソフトウェアおよびPDFファイルを印刷できる環境が必要となります。その他必要に応じ当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
- (3) 電子交付サービスで交付する書面等は、金融商品取引法その他関係法令等により規定される書面および当行が交付する他の通知書類等のうち、当行がホームページ等に掲げる書面等とします。
- (4) 当行は、前項に定める書面等を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページ等で公表します。
- (5) 第3項に定める書面等について、以下の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面等については、閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他書面等については、当行が定めた所定の期間において閲覧できるものとします。

- ① 当行が当該書面等を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合
- ② 当行がお客さまの承諾を得たうえで、他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、当行ホームページからダウンロードする方法、その他の方法)により交付した場合

#### 第3条(電子交付の承諾および申込み)

- (1) お客さまが電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第3項に掲げる対象書面等について包括して行うものとし、個別書面ごとの電子交付の申込みはできません。
- (2) 電子交付する書面等について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

#### 第4条(当行都合による電子交付の停止)

- (1) 当行は、前条の規定にかかわらず、当行都合により電子交付によらず、紙媒体による書面交付をさせていただく場合があります。
- (2) 当行はお客さまへの通知をすることなく、いつでも電子交付の停止または内容の変更を行うことができるものとします。なお、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、紙媒体による書面交付ができるものとします。
- (3) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付サービスの一部または全部を停止することがあります。

#### 第5条(免責事項)

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に關連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

#### 第6条(電子交付サービスの解約等)

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第3項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。

- ① お客さまが電子交付サービスを解約した場合(いびぎんインターネット・モバイルバンキングサービス等の関連するサービスを解約した場合を含む。)
- ② 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合
- ③ 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

以上  
2015年7月20日  
株式会社 岩手銀行